

## 別 表

### 大腸がん検診精密検査医療機関登録の要件

#### 1 診療に従事する医師

次のいずれかに該当する大腸がん診療を専門とする医師（常勤・非常勤は問わない）を配置していること。

- (1) 日本消化器病学会、日本消化器内視鏡学会、日本大腸肛門病学会、日本消化器がん検診学会、日本消化管学会又は日本消化器外科学会の認定医、専門医、指導医又は評議員
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずる技能を有すると認める医師

#### 2 診断機器

全大腸内視鏡検査の検査体制が整備されていること。

#### 3 検査実施件数

年間に概ね 50 件以上の大腸内視鏡検査を実施していること。

#### 4 病理組織診

生検が実施可能であること。ただし、病理診断は外注でも可とする。

#### 5 記録の報告等

精密検査結果について、市町又は検診実施機関に速やかに報告すること。また、市町又は検診実施機関が実施する追跡調査等に協力すること。

#### 6 研修会、講習会、関連学会等への参加

大腸がん診療に従事する医師に次の研修会等を過去 3 年間に 2 回以上受講させていること。ただし、複数の医師がいる場合は医療機関として規定を超えていること。

- (1) 日本消化器がん検診学会、日本消化器内視鏡学会、日本消化器病学会、日本大腸肛門病学会、日本消化管学会、日本消化器外科学会、日本大腸検査学会、大腸癌研究会、早期胃癌研究会、臨床消化器病研究会、栃木県がん集検協議会（大腸がん検診従事者研修会）、栃木県消化器病研究会又は栃木県消化器内視鏡研究会
- (2) 栃木県がん対策推進協議会がん検診部会が前号に準ずるものとして認める研修会等

#### 7 公表

大腸がん検診精密検査医療機関として、公表に同意できること。